MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和元年8月28日

「媒介等業務受託者届出マニュアル」の公表

「電気通信事業法の一部を改正する法律(令和元年法律第5号)」の施行(令和元年 10 月1日)に伴い、新たに導入される販売代理店の届出制度について、届出を要する者の範囲や届出の手続等について解説した「媒介等業務受託者届出マニュアル」を公表します。

1 概要

「電気通信事業法の一部を改正する法律(令和元年法律第5号。以下「改正法」といいます。)」により、電気通信事業者から委託を受けて携帯電話サービス、光ファイバ(FTTH)インターネットサービス等の電気通信役務に関する契約の締結の媒介等の業務を行おうとする者は総務大臣への事前の届出が必要になりました。

ついては、改正法の施行(令和元年 10 月1日)に伴い、届出を要する者の範囲や届出の手続等について解説した「媒介等業務受託者届出マニュアル」を別紙のとおり公表します。

2 今後の予定

令和元年 10 月1日から、全国の総合通信局及び総合通信事務所(以下「地方総合通信局等」)において届出の受付が開始されます。届出を要する者は、令和元年 10 月1日以降、本店所在地(個人であれば住所)を管轄する地方総合通信局等に届出の御提出をお願いいたします。

3 参考

「媒介等業務受託者届出マニュアル」については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp)の「報道資料」欄に、本日(8月 28 日(水))14 時に掲載するほか、連絡先窓口において閲覧に供するとともに配布します。

なお、販売代理店の届出制度の概要については、以下の URL に掲載しておりますので御確認下さい。また、届出の様式については、電気通信事業法施行規則(郵政省令第25号(昭和60年4月1日))の改正(令和元年9月上旬)にあわせて、以下のURLにて公表する予定です。

【販売代理店届出制度】

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/135414.html

<連絡先>

総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第一課

担 当:東消費者行政調整官、渡邉係長

住 所:〒100-8926

東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎2号館

電話:(代表)03-5253-5111 (直通)03-5253-5488

FAX:03-5253-5948

E-mail:denkijigyou-syougyou_atmark_ml.soumu.go.jp ※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示して

おります。送信の際には、「@」に変更してください。

媒介等業務受託者届出マニュアル

本マニュアルは、電気通信事業法の一部を改正する法律(令和元年法律第5号。以下「改正法」といいます。)により、媒介等業務受託者(いわゆる販売代理店)の届出制度が新設されることに伴い、届出を要する者の範囲や届出の手続等について解説を行うものです。

令和元年 10 月の改正法の施行により届出を要する媒介等業務受託者 におきましては、本マニュアルを参考として、早期に届出手続きの準備 を進めていただきますようお願いいたします。

令和元年8月

総 務 省

改定履歴

改定年月日	改定箇所	改定内容
令和元年6月21日	_	暫定版公表
令和元年7月 1日	4 頁、40 頁等	施行日についての記述の
		修正、総合通信局等の所
		在地の追加等
令和元年8月19日	14 頁、15 頁等	返信用封筒に貼付する切
		手の金額の修正等
令和元年8月28日	4頁、14頁、30頁等	施行日の日程追記、登記
		事項証明書等の発行期限
		の追加、Q&Aの追加
		等

目 次

1.	本マ	7 ニュ	アル	レの	目白	勺•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
2.	用語	の定	義 ·			•		•	•	•		•	•	•							•		•							4
3.	届出	き要	する	5媒:	介領	手業	務	受	託	者	の	範	囲																	5
	(1)	事業	法上	_の	要作	‡ •	•	•	•															•						5
	(2)	「媒介	等	J Ø)意	義						•		•	•	•	•	•		•				•					•	6
	(3)	具体的	的事	≨例。	と≉	きえ	方		•	•			•											•						7
4.	届出	の対	象と	:な	る冒	②	.通	信	役	務	の	範	进	ح	種	別	•							•				•		10
5.	届出	の手	続等	=		•	-	-	•	•			•	•	•		•					•		•					•	14
	(1)	届出	手ּ	ものえ	夼∤	ι•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•						•	•		•		•	14
	(2)	留意	事項	Į •		•		•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•			•			16
6.	届出	書の	記載	なまり しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん しんしょ しんしん しんしん	頃と	:記	載	方	法	•			•	•						•	•	•		•	•		•		•	17
7.	届出	媒介	等業	き務!	受討	ŧ者	1=	課	さ	れ	る	規	律	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	27
	(1)	消費	者仍	 琵護	等の	りた	め	の	規	律			•	•	•	•			•	•	•	•		•	•	•	•		•	27
	(2)	変更	届出	岀等(の扱	是出	義	務		•			•											•						28
	(3)	総務:	大臣	≣^(のに	官期	報	告	義	務			•											•						29
8.	Q 8	ιA •								•		-	•								-		-			•				30
9.	届出	様式:	案と	: 添1	付書		į •	•	•	•			•											•					•	35
10.	届出	書の	提出	出先	(居	出置	手	続	等	に	関	す	る	問	合	世	先	;)												43

|1. 本マニュアルの目的|

令和元年5月に成立した電気通信事業法の一部を改正する法律(令和元年法律第5号。以下「改正法」といいます。)により、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)に、媒介等業務受託者(いわゆる販売代理店)の届出制度(媒介等業務受託者に対して総務大臣への届出を義務付ける制度)が新設されることとなりました。

改正法の施行日(令和元年10月1日)の時点で現に届出義務の対象となる業務を行っている者は、施行日から起算して3か月以内に届出を行う必要があります。また、改正法の施行日以降に新たに届出義務の対象となる業務を行おうとする者は、当該業務を行う前に届出を行う必要があります。

本マニュアルは、届出制度の円滑な施行に向け、届出を要する者の範囲を明確 化するとともに、届出手続や届出書の記載方法等について解説を行うものです。 なお、改正法は、届出義務の対象となる業務を新たに行おうとする場合の届出 (新規届出)のほか、届け出た内容に変更が生じた場合の届出(変更届出)や届 け出た業務を廃止した場合の届出(廃止届出)等についても定めていますが、以 下では、特記のない限り、新規届出について解説します。

2. 用語の定義

本マニュアルで使用する用語の定義は以下のとおりです。

用語	定義	関連規定
電気通信役務	電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、	事業法第2
	その他電気通信設備を他人の通信の用に供	条
	すること。	
電気通信事業者	電気通信事業を営むことについて、事業法第	事業法第2
	9条の規定による登録を受けた者及び第1	条
	6条第1項の規定による届出を行った者。	
媒介等業務受託者	電気通信事業者から電気通信役務の提供に	事業法第2
	関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理の	7条の4
	業務又はこれに付随する業務の委託を受け	
	た者(その者から委託(2以上の段階にわた	
	る委託を含む。)を受けた者を含む。)。	
届出媒介等業務受託者	(媒介等業務受託者のうち)事業法第73条	事業法第7
	の2第1項の規定による届出を行った者。	3条の2

3. 届出を要する媒介等業務受託者の範囲

(1) 事業法上の要件

事業法第73条の2第1項は、届出の義務を負う者について「ア<u>電気通信事業者又は媒介等業務受託者から委託を受けて</u>了事業法第26条第1項各号に 掲げる電気通信役務の提供に関するウ契約の締結の媒介等の業務を工行おうとする者」と規定しています。これらア〜エの要件について留意すべき点は、下表の通りです。

ア	「電気通信事業者	「媒介等業務受託者」には、2以上の段階にわ
	又は媒介等業務受	たる委託を受けた媒介等業務受託者も含まれ、 <u>い</u>
	託者から委託を受	わゆる2次代理店、3次代理店等も届出義務の対
	けて」	<u>象となります</u> 。
		また、電気通信事業者としての地位を有する者
		が他の電気通信事業者から委託を受けて下記イ
		及びウの要件に該当する業務を行おうとする場
		合も、媒介等業務受託者としての届出を行うこと
		<u>が必要です</u> 。
1	「事業法第26条	「事業法第26条第1項各号に掲げる電気通
	第1項各号に掲げ	信役務」の具体的な内容は「指定告示において指
	る電気通信役務の	定する電気通信役務の一覧」(11頁以下の表)
	提供に関する」	を参照してください。専らこれら以外の電気通信
		役務(例: IP-VPNサービス) の提供に関す
		る契約の締結の媒介等の業務を行おうとする者
		は、届出義務の対象とはなりません。
ゥ	「契約の締結の媒	「媒介等」とは、「媒介」、「取次ぎ」及び「代理」
	介等の業務を」	の3種類の行為を意味し、これらのいずれかの行
		為を業務として行おうとする者は届出の義務を
		負います。これら3種類の行為の意義について
		は、次頁以降で説明します。
		また、媒介等の業務を自ら直接行わず、当該業
		務を他者に委託(2以上の段階にわたる委託を含
		みます。) して行うことも、「媒介等の業務」に含
		<u>まれます</u> 。したがって、 <u>2次代理店に委託を行う</u>
		1次代理店や、3次代理店に委託を行う2次代理
		<u>店も、届出義務の対象となります</u> 。

		なお、「業務」とは、社会生活上の地位に基づ
		き反復継続して行われる活動を意味し、私的な媒
		介等の行為や1回限りの媒介等の行為を行おう
		とする者は、届出義務の対象とはなりません。
Н	「行おうとする	上記ア〜ウの要件に該当する業務を行おうと
	者」	する者は、当該業務を行う前に届け出る必要があ
		ります。
		ただし、改正法の施行日(令和元年10月1日)
		の時点で現に媒介等の業務を行っている者は、施
		行日から起算して3か月以内に届出を行えば足
		ります(改正法附則第3条第2項)。

(2)「媒介等」の意義

「媒介等」とは、「媒介」、「取次ぎ」及び「代理」の3種類の行為を意味し、 これらのいずれかの行為を業務として行おうとする者は届出を行う必要があ ります。これら3種類の行為の意義は以下のとおりです。

ア「媒介」

「媒介」とは、他人の間に立って、他人を当事者とする法律行為の成立に尽力する事実行為をいいます。事業法においては、電気通信事業者と利用者との間における電気通信役務の提供に関する契約の成立に尽力する事実行為がこれに該当します。

電気通信事業者と利用者との間における電気通信役務の提供に関する契約の成立は、①利用者が契約の締結に向けた意思を形成し、②利用者が当該意思を電気通信事業者に伝達するというプロセスを経ることから、これらのいずれかの段階で実質的な寄与を行う者が「媒介」を行う者となり、具体的には、次の a) 又は b) を行う者が「媒介」を行う者となります。

- a) 契約の締結の勧誘 (<u>電気通信事業者の単なる手足として活動している</u> のではなく、自らの判断による勧奨を行っていることが必要)
- b) 契約の申込みの受領(<u>単なる契約申込書の回収ではなく</u>、申込みの意思を確認していることが必要)

上記 a) 及び b) の該当性を判断するに当たっては、個別の業務の実態を踏まえて総合的に判断を行いますが、特に下線部分の該当性を判断する場合には、

必要に応じて、委託元である電気通信事業者又は媒介等業務受託者からの報酬 形態や報酬額等を考慮します。

イ 「取次ぎ」

「取次ぎ」とは、自己の名をもって、他人の計算において(他人に法律行為の効果が帰属する前提で)、法律行為を引き受ける行為をいいます。事業法においては、自己の名をもって、電気通信事業者に契約の効果が帰属する前提で、利用者からの電気通信役務の提供に関する契約の申込みに対する承諾等を行うことがこれに該当します。

ウ「代理」

「代理」とは、代理権を有する者が、本人のためにすることを示してする 意思表示であり、代理権の範囲内で直接本人に法律効果が生じます。事業法 においては、電気通信事業者から代理権を与えられた者が、電気通信事業者 のためにすることを示して電気通信役務の提供に関する契約の申込み等を行 うことがこれに該当します。

(3) 具体的事例と考え方

具体的事例についての届出の要否とその考え方を以下に示します。なお、届出義務の対象となる「媒介等」には、「媒介」「取次ぎ」「代理」の3種類がありますが、「取次ぎ」と「代理」への該当性は契約書の名義人から比較的容易に判断することが可能と考えられ、該非が問題となるのは事実上「媒介」の場合に限られると想定されるため、以下では「媒介」への該非を中心に解説します。

また、<u>以下の考え方は、典型的なケースを想定したものであり、業務の内容</u> や形態等によっては、解釈が異なる可能性があることに留意してください。

【届出を要する例】

<u>以下の者が、電気通信事業者や媒介等業務受託者の委託を受けて当該業務</u> を行う場合には、届出を要します。

- ① 携帯電話端末サービス等のいわゆるキャリアショップを運営する者
- ② FTTHサービス等の電話勧誘を行う者
- ③ 携帯電話端末サービス、FTTHサービス等の勧誘や契約手続を行う 家電量販店
- ④ CATVインターネットサービス等の訪問販売を行う者

【原則として届出を要しない例】

<u>以下の者は、原則として、届出を要しません</u>。ただし、業務の内容や形態等によっては、「媒介」を行うものとして、届出を要する場合もあり得ます。

事例	媒介に係る 判断基準	考え方
ア) 不動産会社等が、来 店した者に電気通信事 業者の作成したパンフ レットを頒布する場合	契約の締結の勧誘	単にパンフレットを頒布するだけであれば、該当しません。 また、パンフレットを頒布する際に、記載された内容を読み上げるだけであれば、該当しません。 ただし、パンフレットを頒布する際に、顧客のニーズを踏まえて推奨する電気通信サービスの長所を個別に説明するなど、顧客の契約締結意思の形成に向けた働きかけを自らの判断で積極的に行う場合には届出対象となります。
	契約の申込みの受領	パンフレットを見た利用者が自ら電気 通信事業者に対して契約の申込みを行う のであれば、該当しません。
イ) 不動産会社等が、賃 貸契約の締結を行う者 の個人情報を本人の了 解の下で電気通信事に 者やその販売代理店に 提供する場合	契約の締結の勧誘	単に顧客の個人情報を電気通信事業者 やその販売代理店に提供するだけであいません。 ただし、情報提供について本人の了解を 得る際気通信サービスの長所を個別形成にに、顧客の三人の長がを る電気が、顧客の契約締結意思の形成に向けた働きかけを自らの判ります。 など、顧客の契約締結意の形成に行う場合には届出対象となります。 なお、顧客の個人情報を本人の了解の下で電気がある事業者やその販売取次ぎ」とおいますが、この場合の「取次ぎ」は、自己の名をもって、他人の計算によります。
	契約の申込みの受領	利用者が自ら電気通信事業者やその販売代理店に対して契約の申込みを行うのであれば、該当しません。
ウ) インターネット上で 複数のFTTHサービ スを比較・紹介するウェ ブサイトを運営する者	契約の締結の勧誘	単に様々なFTTHサービスを比較・紹介しているにすぎないのであれば、該当しません。 ただし、当該ウェブサイトの閲覧を契機として電話やメール等の手段により推奨するFTTHサービスの長所を個別に説明するなど、顧客の契約締結意思の形成に向けた働きかけを自らの判断で積極的に

	T	
		行う場合には届出対象となります。
	契約の申込みの受領	利用者がウェブサイト上で紹介された 電気通信事業者やその販売代理店に直接 契約の申込みを行うのであれば、該当しま せん。
エ) コールセンター会社 が、電気通信事業者の指 定した通話先に対して、 電気通信事業者が指定 した内容の営業活動を 行う場合	契約の締結の勧誘	電気通信事業者が通話先や営業活動内容を具体的に指定しており、コールセンター会社の従業員が自ら判断することなく対象サービスの勧奨を行うのであれば、電気通信事業者の単なる手足と評価されるため、該当しません。ただし、電気通信事業者の具体的指示を超えた勧奨行為を自らの判断で積極的に行う場合には届出対象となります。該非の判断に当たっては、必要に応じて、委託元の電気通信事業者又は他の販売代理店からの報酬形態や報酬額等を考慮します。
	契約の申込みの 受領	契約の申込みの受領を行うことがなければ、該当しません。
オ) 家電量販店が、電気 通信事業者に対して、勧 誘や契約手続のための スペースを貸し出す場	契約の締結の勧誘	家電量販店の従業員ではなく、電気通信 事業者の従業員が勧誘行為を行うのであ れば、該当しません。
合 (電気通信事業者自身 が勧誘や契約手続を行 う場合)	契約の申込みの 受領	家電量販店の従業員ではなく、電気通信 事業者の従業員が契約手続を行うのであ れば、該当しません。
カ) コンビニエンススト ア等が、プリペイドSI Mの販売を行う場合	契約の締結の勧 誘	単にプリペイドSIMを販売するだけ であれば、該当しません。
11 7 - WY / C C 11 7 - W / L	契約の申込みの受領	プリペイドSIMを購入した利用者が 自らオンライン等で電気通信事業者に対 して契約の申込みを行うのであれば、該当 しません。

4. 届出の対象となる電気通信役務の範囲と種別

前述のとおり、届出の義務を負う者の要件の一つは、事業法第26条第1項各 号に掲げる電気通信役務について、媒介等の業務を行おうとすることです。

この「事業法第26条第1項各号に掲げる電気通信役務」の具体的な内容は、 総務省の指定告示(電気通信事業法第26条第1項各号の電気通信役務を指定 する件(平成28年総務省告示第106号))により、次頁以下の表のとおり指 定されています。したがって、専ら指定された電気通信役務以外の電気通信役務 (例:IP-VPNサービス)について媒介等の業務を行おうとする者は、届出 を行う必要はありません。

一方、指定された電気通信役務のうち複数のものについて媒介等の業務を行 おうとする者は、原則として、複数の電気通信役務について、それぞれ必要事項 を記載して届け出る必要があります(届出書自体を複数通提出する必要はあり ません)。

例外的に、次頁以下の表中で「複数の電気通信役務が一体提供されているもの」 とされている電気通信役務については、複数の電気通信役務ごとに記載を分けず(一つのサービスとして)必要事項を記載することが可能です。

ただし、「複数の電気通信役務が一体提供されているもの」に該当するものであっても、それぞれの電気通信役務を提供する電気通信事業者が異なっていたり、それぞれの電気通信役務の委託元が異なっていたりする場合には、それぞれ分けて記載する必要があることに注意してください。

【指定告示において指定する電気通信役務の一覧】

事業法第26条第1項第1号関係

指定告示	の条項	サービス名	解説・備考
第2項	第1号	MNO(※1)の携	スマートフォンを含む携帯電話端末向けに提供される
		帯電話端末サービ	音声付き又は音声のみのサービスが該当する。プリペ
		ス	イドは除かれる(後述の事業法第26条第1項第3号関
			係に該当)。データ通信に関しては、足回り回線部分と
			ISPサービスの双方が該当する。
	第2号	MNOの無線イン	タブレット、モバイルWi-Fi ルーター等のデータ通信
		ターネット専用サ	専用の端末向けに提供されるインターネット接続サー
		ービス	ビスで、携帯電話サービスのアクセスネットワークを
			利用するもの、モバイルWiMAX及びAXGP(※3)
			が該当する。プリペイドは除かれる(後述の事業法第26
			条第1項第3号関係に該当)。足回り回線部分とISP
			サービスの双方が該当する。
	第3号	MVNO (**2) Ø	タブレット・ルーター等の端末向けのMVNOが提供
		期間拘束あり無線	するデータ通信専用サービスで、契約期間の途中で変
		インターネット専	更・解約しても月額基本料金を超える違約金が生じる
		用サービス	もの(※4)が該当する。自動更新の有無は問わない。
			また、当初の契約期間の経過後はいつでも違約金なし
			で解約できるようになるサービスであっても、その当
			初の期間中に変更・解約すると月額基本料金を超える
			違約金が生じる場合は、該当する。 プリペイドは除かれ
			る (後述の事業法第 26 条第 1 項第3号関係に該当)。
			足回り回線部分とISPサービスの双方が該当する。
	第4号	M V N O の携帯電	スマートフォンを含む携帯電話端末向けにMVNOが
		話端末サービス	提供する音声付き又は音声のみのサービスが該当す
			る。プリペイドは除かれる(後述の事業法第 26 条第 1
			項第3号関係に該当)。データ通信に関しては、足回り
		ゴルマルサニオリエル	回線部分とISPサービスの双方が該当する。

- ※1 自ら電波の割当を受けて携帯電話端末サービス等を展開する事業者
- ※2 自らは電波の割当を受けず、電波を割り当てられた事業者からネットワークを借りて、いわゆる格安スマホやモバイル Wi-Fi ルーター等向けに独自のサービスを展開する事業者
- %3 PHSの次世代システムとして導入されたXGPという通信規格を改良した規格。データ通信規格としてLTEと同列で利用される。
- ※4 契約期間の経過後、違約金なしで解約できるものも含まれる。

事業法第26条第1項第2号関係

指定告示	の条項	サービス名	解説・備考
第3項	第1号	FTTHアクセス サービス (足回り 回線)	光ファイバの足回り回線部分のみを利用者に提供する サービス。
	第2号	CATVアクセス サービス (足回り 回線)	ケーブルテレビの足回り回線部分のみを利用者に提供 するサービス
	第3号	分離型の I S P サ ービス (F T T H 及び C A T V イン ターネット向け)	FTTHインターネットサービスやCATVインターネットサービスについて、ISPサービスが足回り回線部分とは別に分離して提供されている場合には、それ単体として該当する。

第4号	分離型のISPサ ービス(DSL向 け)	DSLサービス(ADSL等)の足回り回線部分のサービスとは分離して提供されるISPサービスが該当する。より具体的には、足回り部分の契約を解除せずに提供元事業者を変更できるものとして定義している。そうした分離型のISPサービスは、第3号も同様であるが、電話勧誘により利用者のパソコンを遠隔操作することで容易に提供元事業者を変更できることから、対象とするものである。
〇複数の電気通信	役務が一体提供されてし	\ るもの
第1号:	FTTHインター	
第3号	ネットサービス	
	(足回り回線と I	
	SPサービスの一	
	体提供)	
第1号		
第3号:		
第4項	(足回り回線、I	
第6号	SPサービス及び	
	IP電話サービス	
# 00	の一体提供)	
第2号	・ CATVインター ネットサービス	
第3号	イットサービス (足回り回線とⅠ	
	CE回り回線とI	
	体提供)	
第2号・		
第3号:		
第4項	(足回り回線、I	
第6号	SPサービス及び	
	IP電話サービス	
	の一体提供)	

事業法第26条第1項第3号関係

指定告示	の条項	サービス名	解説・備考
第4項	第1号	電話及びISDN サービス	地域、長距離、国際のいずれの区分も含む。
	第2号	DSLアクセスサ ービス (足回り回 線)	DSLサービスのうち、足回り回線部分を単独で提供するものが対象である。足回り回線部分とISP部分を一体として提供するもの(足回り回線部分の契約を維持したままISP部分の提供元事業者を変更することはできないもの)については、下の「複数の役務が一体提供されているもの」を参照。また、両者が分離されている場合のISP部分については、上の指定告示第3項第4号を参照。
	第3号	PHSサービス	PHS端末向けに提供される音声サービス及びインターネット接続サービスが該当する。MVNOを含む。
	第4号	公衆無線LANサ ービス (足回り回 線)	_
	第5号	FWAアクセスサ ービス (足回り回 線)	固定された利用者端末を無線でネットワークに接続するサービスが該当する。

	第6号	IP電話サービス	050 IP電話及びOAB~J IP電話が該当する。
	第7号	プリペイドサービ ス	る。 指定告示第2項第1号~第4号のサービスに係るもの が該当する。
	第8号	M V N O の期間拘 東なし無線インタ ーネット専用サー	タブレット・ルーター等の端末向けのMVNOが提供 するデータ通信専用サービスで、期間途中で変更・解 約すると月額基本料金を超える違約金が生じないサー
	第9号	ビス その他のISPサ ービス	ビスが該当する。 上に掲げた類型に該当しなくとも、アクセス回線の別や端末の別を問わず、例えば専用回線を使用するものなど、インターネット接続サービスについてはいずれにせよ該当する(移動通信であっても対象)。ウェブホスティングサービスなどのアプリケーションレベルの
○海粉の	 東左洛伊尔3	 際が一体提供されてい	サービスは対象に含まれない。
〇後数0.	第2号・	BSLインターネ	18 500
	第3項	しらしインターホーットサービス(足	
	第4号	回り回線とISP	
	***	サービスの一体提	
		供)	
	第4号•	公衆無線LANサ	
	第9号	ービス(足回り回	
		線とISPサービ	
		スの一体提供)	
	第5号•	FWAインターネ	
	第9号	ットサービス(足	
		回り回線とISP	
		サービスの一体提 供)	

5. 届出の手続等

(1) 届出手続の流れ

届出手続の準備から完了に至る一連の流れは以下のとおりです。

① 必要書類等の準備

届出を行おうとする者(以下「届出者」といいます。)は、まず、以下の3種類の書類等を準備してください。

届出書様式ファイル*	届出内容を記載する電子ファイルです。 <u>総務省</u>
	<u>のウェブサイト上に掲載されているものを、ダウ</u>
	<u>ンロードして使用してください</u> 。
登記事項証明書又は住	届出書に添付する書類です。 <u>届出者が法人の場</u>
民票の写し	合には登記事項証明書を、届出者が個人の場合に
	は住民票の写しを、それぞれ発行日から3ヶ月以
	内のもので準備してください。
返信用封筒(長形3	届出の受付後に、総務省から届出者宛てに届出
号)	受付通知書(又は補正依頼書)を送付する際に使
	用する封筒です。 <u>届出者の住所を表面に宛先とし</u>
	て記載し、94円切手を貼付してください。
	届出受付通知書(又は補正依頼書)を確実に送
	付するため、宛先の記載ミス等がないよう注意し
	てください。

[※] 電気通信事業法施行規則(郵政省令第25号(昭和60年4月1日))の改正(令和元年9月上旬)に あわせて公表されます。

② 届出書の記入・提出

届出書様式ファイルに18頁以降の記入例を参考にして必要事項を入力した上で、プリントアウトし、押印してください。使用する印鑑は実印である必要はなく、社印(角印)でも差し支えありません。また、氏名欄を自書した場合は、押印を省略できます。

この届出書本体と、登記事項証明書又は住民票の写し(発行日から3ヶ月以内のもの)、返信用封筒の3点をセットにして、本マニュアルの巻末に記載の提出先(所管の総合通信局等の担当課)に提出してください。

提出は、提出先への郵送又は窓口への持参により行ってください。なお、届出書は「信書」に当たるため、郵送する場合は、「郵便物」(第一種郵便物)又は「信書便物」として送付する必要があるので注意してください。

窓口に持参する場合、届出者以外の者が代理で提出することも可能ですが、

その場合、届出者の作成・押印した委任状を附してください。また、届出書の 作成自体は、行政書士に委任する場合等を除き、届出者が自分で行う必要があ るので注意してください。

③ 届出受付通知書又は補正依頼書の受領

総務省は、届出書を受け付けた後、届出書の記入内容に不備がなければ「届出受付通知書」を、届出書の記入内容に不備があれば「補正依頼書」を、届出者に送付します。

③-1 届出受付通知書を受領した場合

届出受付通知書は、届出手続が完了したことを証明するものなので、<u>大切</u>に保管しておいてください。

また、届出受付通知書には、届出者ごとに一意に附番される番号(8桁: 以下「届出番号」といいます。)が記載されています。後述のように、令和2 年4月1日以降は、この届出番号を説明書面に記載する義務が生じます。

③-2 補正依頼書を受領した場合

補正依頼書に記載された指示を踏まえ、届出書を再度作成し、添付書類(補正依頼書と一緒に返送されます。)と返信用封筒(94円切手貼付)を添えて、所管の総合通信局等の担当窓口に提出してください。この際、補正依頼書に記載されている補正依頼番号を付記してください。

以上の届出手続の流れを図示すると、次のとおりです。

【届出手続の流れ】 【手順①】総務省HPから提出書類である「届出書」の様式をダウンロード (再提出) 【手順②】「届出書」に届出事項を記入の上、登記事項証明書又は住民票の写し、 返信用封筒(94円切手貼付)をセットにして管区の総合通信局等へ提出 記入内容に補正を 総合通信局等による受付 記入内容に補正を し 要する事項がない場合 🛭 、要する事項がある場合∫ 【手順③-1】 【手順③-1】 総務省からの「補正依頼書」を受領 総務省から届出番号が記載された 記入内容を補正した上で再提出 「届出受付通知書」を受領 (再提出時も、切手(94円)貼付・宛先記載済み の返信用封筒をあわせて提出)

15

(2) 留意事項

ア 業務を開始できる時点

届出書の記載事項に不備がなければ、届出書が総合通信局等に到達した時点で届出の効力が生じます。したがって、改正法の施行後に新たに届出義務の対象となる業務を開始しようとする場合、届出書が総合通信局等に到達した時点から、当該業務を開始することが制度上は可能となります。

しかし、届出書の記載事項に不備があった場合には、届出書が総合通信局等に到達したとしても届出の効力は生じないため、<u>実際上は、届出受付通知書の</u>到着を待って、業務を開始することが望ましいと考えられます。

また、後述のように、令和2年4月1日以降は、届出受付通知書に記載された届出番号を説明書面に記載する義務が生じることから、令和2年4月1日以降は、届出受付通知書を受領するまでは、実際上、適法に業務を実施することが困難である点に留意してください。

イ 届出情報の公表

利用者等が媒介等業務受託者の届出の有無を確認できるようにすることで、 苦情・相談の処理の円滑化等を図るため、<u>総務省のホームページ上で、届出の</u> あった事項のうち次の事項を公表する予定です。

- ① 届出者の氏名又は名称
- ② 届出者の届出番号
- ③ 届出年月日
- ④ 届出者の法人番号(届出者が法人の場合)
- ⑤ 届出者が取り扱う電気通信役務の種類

ウ 総務省からの情報提供

届出媒介等業務受託者のより一層の適正な業務運営を促すため、<u>届出媒介等</u> 業務受託者に対し、総務省から関連情報(例:国のガイドライン改訂や業界団体の参考となる取組み事例の紹介等)<u>の提供を行う予定です</u>。

エ 届出義務を怠った場合の罰則

改正法の施行日(令和元年10月1日)の時点で現に届出義務の対象となる 業務を行っている者が施行日から起算して3か月を超過してもなお届出を行 わずに当該業務を継続した場合や、改正法の施行日以降に新たに届出義務の 対象となる業務を行おうとする者が届出を行わずに当該業務を行った場合は、 刑事罰(6月以下の懲役又は50万円以下の罰金)が科されることがあります。

6. 届出書の記載事項と記載方法

改正法の施行日(令和元年10月1日)の時点で現に届出義務の対象となる業務を行っている者は、施行日から起算して3か月以内に届出を行う必要があります。また、改正法の施行日以降に新たに届出義務の対象となる業務を行おうとする者は、当該業務を行う前に届出を行う必要があります。

これらの届出(新規届出)を行おうとする者は、次頁の記入例を参考に、届出書様式ファイルに所定の事項を記載し、印刷・押印の上で、本マニュアルの巻末に記載の提出先に届出書を提出(郵送又は持参)してください。その際、添付書類(登記事項証明書又は住民票の写し)と返信用封筒(94円切手貼付)を併せて提出してください。

また、届出(新規届出)を行った後、届け出た内容に変更が生じたときは、遅滞なく、変更内容を総務大臣に届け出る必要があります(変更届出)。変更届出を行おうとする者は、21頁以下の記入例を参考に、届出書様式ファイルに所定の事項を記載し、印刷・押印の上で、本マニュアルの巻末に記載の提出先に届出書を提出(郵送又は持参)してください。その際も、返信用封筒(94円切手貼付)を併せて提出してください。併せて、届出者の住所又は氏名を変更する場合は、添付書類(登記事項証明書又は住民票の写し)も提出してください。

なお、改正法は、新規届出と変更届出のほか、届け出た業務を廃止した場合の届出 (廃止届出)、届け出た業務の全部が合併等により他者に承継された場合の届出 (承継届出)、届出媒介等業務受託者たる法人が解散した場合の届出 (解散届出)についても定めていますが、これらの届出に際して使用する様式については、本マニュアルの35頁以下を参照してください。

届出様式(案)の記入例(新規届出の場合)

樣式第33(電気通信事業法施行規則第39条第1項関係)

			媒	介等の業	終届出	書					
							令和		年〇()月(日〇〇日
総務大臣	殿										
			郵便番号	- 00	$\bigcirc -\bigcirc$	000					
			(ふりがな								
		1		,	刘工化	田区霞が	月月 ()				
		T)	住 月		は白り11人	田区段が	関して)			
			(ふりがな	,		0 15 -			\ -> L_	1 40	
		2 –	氏 名	株式	会社()(〇 代表	取締役	と総	終	太郎	印
		3-	-法人番号	0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0	0			
		<u>4</u> –	担当部署	名 〇	○課						
		<u> </u>	電話番号	及び電	子メール	アドレス					
				03-	0000	00-0	00				
				$\bigcirc\bigcirc$ @	○○. jp						
雷気	通信事業	法第 73 条	の2第1				の業務	を行	うの~	で数	マのと
	は出ます。		. • > 2 // 1	JC - 2 /9L/	21250	\	*> /<1/1	C 11	7 *2		(*> C
1 類		。 介等の業務	に係る雷	3 委	託を受け	ス雷気通	4	5	は 介 竺	等の業	終に
介等の		かる で で 発を提供			者又は媒		委託	_		通信役	
業務に		通信事業和	当		受託者		に係 販売方法の5			法の別	_
係る電 気通信		住所	法人番	氏 名	住所	法人番	る再 委託		34.	=	10
役務	又は	12//1	号号	又は	122/21	号	の有	店舗	訪問	電話	信
6	名称			名称			無	販売	販売等	勧誘	通信販売等
	7			8			9		等	販売	等
F T ' H イ :		東京都千代田	0000000	株式会社	東京都千代田	0000000	0	0			
ター			000000	××	区霞が	000000					
ット	-	関〇〇	 引であって [:]	↓ 「 古坐土	関〇〇						
ービス F T		/			東京都	0000000	\bigcirc	0		0	
H / 3	シ 会社	千代田	000000		千代田	000000					
タージット	1	区霞が関○○		××	区霞が関○○						
ツ ト ービス					関しし						
MN	O 株式	東京都	0000000	株式	東京都	0000000	×				0
の携電話	煌	千代田 区電が	000000	会社	千代田 区霞が	000000					
末サ	_ 同じ「事	業者」であっ゙	ても「役務」,		関○○						
100	!」とに分	けて記述する	י ⊃∟נ	1		Ì		I	1	1	i

記入例の解説 (新規届出の場合)

数字は前頁の記入例中の①~⑩に対応します。なお、複数の種類や提供元の電気通信役務を取り扱う場合であっても、届出事項を一葉に整理し、記載してください。

	 記載事項	記載方法	変更届出
<u>(1)</u>			の要否
1	住所	届出者の住所を記載すること。法人である場合は登記上の 本店所在地を記載し、その他の場合は本人又は代表者の住民	
			0
2	氏名	票上の住所を記載すること。 当該欄に記載する者が個人である場合にあっては当該者の	
4	八石	当該欄に記載する自が個人である場合にありては当該自の 氏名、法人である場合にあっては当該法人名及び代表者の氏	0
		氏石、法人でのる場合にめりては当該法人石及び代表省の氏 名を記載すること。	O
3	法人番号	石を記載すること。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用	
9	丛八田	等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規	
		定する法人番号がある場合は、記載すること。法人番号がない	0
		場合にあっては空欄とすること。	
4	担当部署名	総務省からの問合せ等を受ける担当窓口となる部署がある	
-	is 크 바1 1 11	場合は、名称を記載すること。	×
(5)	電話番号及	連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載する	
	で電子メー	こと。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話	
	ルアドレス	番号及び電子メールアドレスを記載すること。ただし、担当部	×
		署等の連絡先に頻繁な変更が想定される場合は、代表番号や	
		代表のメールアドレスを記載すること。	
6	媒介等の業	届出者が取り扱う(媒介等の業務の対象となる)電気通信役	
	務に係る電	務の種類について、指定告示における電気通信役務の区分ご	
	気通信役務	とに記載すること。	
		この際、具体的な電気通信役務の名称については、指定告示	
		上の名称(例:「仮想移動電気通信サービス以外の携帯電話端	
		末サービスの役務」) や具体的なサービス名 (例:「〇〇光マン	
		ションタイプ」) ではなく、11頁以下の表中の役務の名称	
		<u>(例:「FTTHインターネットサービス」等) を用いること</u> 。	
		また、複数の種類の電気通信役務を取り扱う場合には、⑦~	
		⑩までの項目は、それぞれの役務の単位ごとに記載すること。	
			0
		指定告示においては、アクセスサービス(足回り回線部分)	
		と当該回線により提供されるインターネット接続サービス	
		(ISP部分)を区別して規定しているが、足回り回線部分と	
		ISP部分が一体として提供されている場合は、11頁以下	
		の表の「複数の電気通信役務が一体提供されているもの」欄に	
		記載した電気通信役務の名称を用いること。	
		ただし、「複数の電気通信役務が一体提供するもの」に該当しまる。	
		するものであっても、それぞれの電気通信役務を提供する電	
		気通信事業者が異なっていたり、それぞれの電気通信役務の 委託元が異なっていたりする場合には、それぞれ別の行に記	
		載すること。	

7	媒介等の業	届出者が取り扱う(媒介等の業務の対象となる)電気通信役	
	務に係る電	務を提供する電気通信事業者の名称、住所及び法人番号につ	
	気通信役務	いて記載すること。	
	を提供する		0
	電気通信事		
	業者の氏名		
	又は名称等		
8	委託を受け	届出者に直接媒介等の業務を委託する電気通信事業者又は	
	る電気通信	媒介等業務受託者の名称、住所及び法人番号について記載す	
	事業者又は	ること。届出者が電気通信事業者から直接委託を受けている	
	媒介等業務	場合(いわゆる1次代理店である場合)には、⑦と同じ内容を	0
	受託者の氏	記載すること。	
	名又は名称		
	等		
9	委託に係る	届出者が委託を受ける媒介等の業務を更に他者に再委託を	
	再委託の有	行っている場合には「〇」、行っていない場合には「×」を記	0
	無	入すること。	
10	媒介等の業	媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法が該当する欄	
	務に係る電	に「〇」を記入すること。	
	気通信役務	各販売方法の別の定義は以下のとおり。	
	の販売方法	【店舗販売】 <u>自らの営業所において対面により</u> 電気通信役務	
	の別	の提供に関する契約の締結の媒介等を行う販売方法	
		【 訪問販売等 】 対面により電気通信役務の提供に関する契約	
		の締結の媒介等を行う販売方法であって、 <u>店舗販売に該当し</u>	
		ないもの	
		【電話勧誘販売】: <u>電話をかけ又は電話をかけさせ</u> 、その電話	_
		において電気通信役務の提供に関する <u>契約の締結の勧誘を</u>	0
		行う販売方法	
		【通信販売等】: 対面によらず電気通信役務の提供に関する契	
		約の締結の媒介等を行う販売方法であって、 <u>電話勧誘販売に</u>	
		該当しないもの	
		この際、同一の役務に対して複数の販売方法がある場合に	
		は、複数項目に「〇」を記入すること。また、「契約の締結の	
		制誘」と「契約の申込みの受領」を異なる販売方法で実施して	
		いる場合には、各項目に「〇」を記入すること。	

以上の事項のうち、①~③又は⑥~⑩の内容に変更があった場合には、遅滞なく変更の届出を行う必要があります。

届出様式(案)の記入例(変更届出の場合1)

【届出者の住所が変更となった場合】

様式第34(電気通信事業法施行規則第39条第4項関係)

媒介等の業務変更届出書

令和○○年○○月○○日

総務大臣 殿

郵便番号 〇〇〇一〇〇〇

(ふりがな)

住 所 東京都千代田区霞が関××

(ふりがな)

氏 名 株式会社〇〇 代表取締役 総務 太郎 印

届出年月日及び届出番号 令和〇〇年〇〇月〇〇日

 $0\ 0\ 0\ 0\ 0\ 0\ 0$

法人番号 0000000000000

担当部署名 ○○課

電話番号及び電子メールアドレス

03-000-000

○○@○○. jp

電気通信事業法第73条の2第1項各号の事項を次のとおり変更したので、同条第2項の規定により、届け出ます。

① 変更事項	届出者の住所					
② 変更内容	変更前	変更後				
	東京都千代田区霞が関〇〇	東京都千代田区霞が関××				
③ 変更年月日	令和○○年○○月○○日					
④ 変更の理由	届出者の登記上の本店所在地に変更があったため					

変更が生じた理由を具体的に記載すること

届出様式(案)の記入例(変更届出の場合2)

【委託元の媒介等業務受託者が変更となった場合】

樣式第34(電気通信事業法施行規則第39条第4項関係)

媒介等の業務変更届出書

令和○○年○○月○○日

総務大臣 殿

郵便番号 〇〇〇一〇〇〇

(ふりがな)

住 所 東京都千代田区霞が関〇〇

(ふりがな)

氏 名 株式会社〇〇 代表取締役 総務 太郎 回

届出年月日及び届出番号 令和〇〇年〇〇月〇〇日

 $0\ 0\ 0\ 0\ 0\ 0\ 0$

法人番号 00000000000000

担当部署名 ○○課

電話番号及び電子メールアドレス

03-000-000

○○@○○. jp

電気通信事業法第73条の2第1項各号の事項を次のとおり変更したので、同条第2項の規定により、届け出ます。

① 変更事項	委託を受ける電気通信事業者又は 媒介等業務受託者の氏名又は名称等						
② 変更内容	変更前	変更後					
	別紙のとおり	別紙のとおり					
③ 変更年月日	令和○○年(〇〇月〇〇日					
④ 変更の理由	委託を受ける媒介等業務受託者が「株式会社××」から 「株式会社●●」に変更になったため (媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する 電気通信事業者については変更なし)						

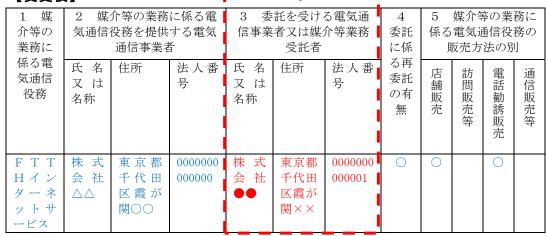
変更が生じた理由を具体的に 記載すること

<別紙>

【変更前】

1 媒 介等の 業務に	2 媒介等の業務に係る電 気通信役務を提供する電気 通信事業者			供する電気 信事業者又は媒介等業務 			4 委託 に係	係る	媒介等 電気道 仮売方	通信役	務の
係る電 気通信 役務	氏 名 又 は 名称	住所	法人番号	氏 名 又 は 名称	住所	法人番号	る委託 の無	店舗販売	訪問販売等	電話勧誘販売	通信販売等
F T T H インターネットサービス	株 式 会 社 △△	東京都 千代霞 関〇〇	0000000	株 会 社 ××	東京都 千代田 区霞が 関〇〇	0000000	0	0		0	

【変更後】



届出様式(案)の記入例(変更届出の場合3)

【媒介等の業務に係る電気通信役務が追加された場合】

様式第34(電気通信事業法施行規則第39条第4項関係)

媒介等の業務変更届出書

令和○○年○○月○○日

総務大臣 殿

郵便番号 〇〇〇一〇〇〇

(ふりがな)

住 所 東京都千代田区霞が関〇〇

(ふりがな)

氏 名 株式会社〇〇 代表取締役 総務 太郎 印

届出年月日及び届出番号 令和〇〇年〇〇月〇〇日

 $0\ 0\ 0\ 0\ 0\ 0\ 0$

法人番号 0000000000000

担当部署名 ○○課

電話番号及び電子メールアドレス

03-000-000

○○@○○. jp

電気通信事業法第73条の2第1項各号の事項を次のとおり変更したので、同条第2項の規定により、届け出ます。

① 変更事項	媒介等の業務に係る電気通信役務						
② 変更内容	変更前	変更後					
	(新規)	別紙のとおり					
③ 変更年月日	令和○○年○○月○○日						
④ 変更の理由	新たにCATVインターネットサービスについての媒介等の業 、務の委託を受けたため						

変更が生じた理由を具体的に 記載すること

<別紙>

【変更後】

1 媒 介等の 業務に	2 媒介等の業務に係る電3 委託を受ける電気通気通信役務を提供する電気信事業者又は媒介等業務通信事業者受託者				気通信役務を提供する電気			4 委託 に係	係る	媒介等 電気返 販売方	通信役	務の
係る電 気通信 役務	氏 名 又 は 名称	住所	法人番号	氏 名 又 は 名称	住所	法人番号	る 委の無	店舗販売	訪問販売等	電話勧誘販売	通信販売等	
C A T V イ ン タ ー ネ ッ ト サ ービス	株式会社	東京都 千代霞 関○○	0000000 000000	株 式 会 X X	東京都 千代田 区間〇〇	0000000	0	0		0		

記入例の解説 (変更届出の場合)

数字は21頁以下の記入例中の①~④に対応します。なお、変更箇所が多数ある等の理由により、様式34の表に変更内容を記載することが難しい場合は、変更前後の内容を記載した様式第33(新規届出)の表を用いることができます。

	記載事項	記載方法
1	変更事項	変更届出の対象となる以下の事項のうち、変更が生じた事項を記載
		すること。複数の事項に変更が生じた場合は、該当する事項を全て記載
		すること。
		■ 住所
		■ 氏名
		■ 法人番号
		■ 媒介等の業務に係る電気通信役務
		■ 媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者の
		氏名又は名称等
		■ 委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者の氏名又は 名称等
		■ 委託に係る再委託の有無
		■ 媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法の別
2	変更内容	変更の前後の内容を記載すること。変更箇所が多数ある等の理由に
		より、本欄に変更内容を全て記載することが難しい場合には、22頁か
		ら25頁の例のように別紙を付し、様式第33の表を用いて変更箇所を
		示すこと。この場合、本欄には「別紙のとおり」と記載すること。
3	変更年月日	変更が生じた年月日を記載すること。
4	変更の理由	変更が生じた理由を具体的に記載すること。
		【理由の例】
		● 届出者の法人名に変更があったため
		● 届出者たる法人の代表取締役に変更があったため
		● 届出者の登記上の本店所在地に変更があったため
		● 委託を受ける媒介等業務受託者が変更になったため
		● 「株式会社▼▼」との間の媒介等の業務についての委託契約を
		解除したため
		● 新たに「株式会社◎◎」との間で媒介等の業務についての委託契
		約を締結したため
		● 委託を受ける媒介等業務受託者が「株式会社××」から「株式会社 社●●」に変更になったため
		● 新たにCATVインターネットサービスについての媒介等の業
		務の委託を受けたため
		● FTTHインターネットサービスに係る媒介等の業務に関し
		て、新たに電話勧誘販売を開始したため

<u>届出者の住所又は氏名に変更があった場合は、添付書類として、登記事項証</u> 明書(届出者が個人の場合は住民票の写し)を併せて提出してください。

7. 届出媒介等業務受託者に課される規律

(1)消費者保護等のための規律

届出媒介等業務受託者は、消費者保護等のために事業法が定めている以下の 規律を遵守する必要があります。

<u>これらの規律のうち、①~⑤の詳細については、「電気通信事業法の消費者</u> 保護ルールに関するガイドライン」を参照してください。

また、⑥の詳細については、「電気通信事業法第27条の3等の運用に関する ガイドライン」を参照してください。

【届出媒介等業務受託者に課される消費者保護等のための規律】

規律事項	根拠条文
① 自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為の禁止	事業法第 73 条の3 において準用する 事業法第 27 条の2

電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘に先立って、「自己の氏名若しくは名称」、「当該勧誘に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名若しくは名称」、「勧誘である旨」を告げずに勧誘する行為を禁止。

② 提供条件の説明義務

事業法第 73 条の3 において準用する 事業法第 26 条

利用者と電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等をしようとするときは、料金その他の提供条件の概要について説明をしなければならない。

[基本説明事項]

- ☑ 事業者の連絡先・名称等
- ☑ 届出媒介等業務受託者の連絡先・名称等
- ☑ 電気通信役務の内容
- ☑ 通信料金等
- ☑ 契約更新・契約解除に関する事項
- ☑ 初期契約解除に関する事項、確認措置に関する事項
- ※ 提供条件の説明は、利用者の知識、経験、契約の締結の目的に照らして、利用者に理解されるために必要な方法・程度によることが必要。

③ 説明書面への届出番号の記載義務

事業法施行規則第 40条第1項におい て準用する同施行 規則第22条の2の 3第3項

利用者への電気通信役務の説明等の際に用いられる説明書面に、上記②の基本説明事項等に加え、自らの届出番号を記載しなければならない。

※ 本義務は、令和2年4月1日以降、適用となる。

④ 不実告知・事実不告知の禁止

事業法第 73 条の3 において準用する 事業法第 27 条の2

契約に関する事項であって利用者の判断に影響を及ぼす重要なものについて、「故意に事実

を伝えないこと」及び「事実と異なる虚偽の説明を行うこと」を禁止。

⑤ 勧誘継続行為の禁止

事業法第 73 条の3 において準用する 事業法第 27 条の2

利用者が契約を締結しない旨の意思(勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。)を表示したにもかかわらず、同一の電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘を継続することを禁止。

⑥ 通信料金と端末料金の完全分離及び 行き過ぎた囲い込みの禁止

事業法第 73 条の3 において準用する 事業法第 27 条の3

(2)変更届出等の提出義務(事業法第73条の2第2項から第5項まで)

届出媒介等業務受託者は、届け出た内容に変更が生じたときは、遅滞なく、変更の内容を総務大臣に届け出る必要があります(変更届出)。例えば、次のような場合には、変更届出が必要となります。

- 届出媒介等業務受託者の住所(本店所在地)が変更になった。
- 届出媒介等業務受託者の委託元が追加された。
- 届出媒介等業務受託者が取り扱う(契約の締結の媒介等の業務を行う)電気 通信役務が追加された(例:新たにFTTHサービスも取り扱うこととなっ た)。
- 届出媒介等業務受託者が行う契約の締結の媒介等の販売方法が追加になった(例:新たに電話勧誘販売を行うこととなった)。

また、媒介等の業務を廃止したときも、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出る必要があります(**廃止届出**)。

他方、届出に係る事業の全部が他者に譲渡されたり、届出媒介等業務受託者である法人の合併や分割が行われたり、届出媒介等業務受託者である個人について相続が発生したりした結果、届出媒介等業務受託者としての地位の承継が生じたときは、当該地位を承継した者が、その旨を総務大臣に届け出る必要があります(承継届出)。

また、届出媒介等業務受託者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人(解散が破産手続開始の決定による場合は、破産管財人)がその旨を総務大臣に届け出る必要があります(解散届出)。

各届出の様式については、35頁以下を参照してください。

(3)総務大臣への定期報告義務(事業法第166条第1項、電気通信事業報告規則第4条の7)

届出媒介等業務受託者のうち、事業法第26条第1項第1号又は第2号に掲 げる電気通信役務(11頁を参照)を取り扱う者は、令和3年以降、毎年5月末 までに、以下の各事項につき、同じ年の3月末時点の状況を総務大臣に報告する 必要があります。

なお、この報告は、令和2年後半を目処に届出媒介等業務受託者に郵送で通知する報告用のID等を用いて、総務省が指定するウェブサイトにアクセスしてオンラインで行うことを予定しています。

【総務大臣への定期報告事項】

	報告事項	報告内容					
1	営業所その他の事業所	届出者の営業所等のうち、店舗販売の形態で業務を行					
	の所在地等	うものの名称及び所在地を報告してください。					
2	再委託先の媒介等業務	届出者が届出に係る媒介等の業務を更に他の媒介等業					
	受託者	務受託者に再委託している場合には、					
		・再委託に係る電気通信役務の区分及び電気通信事業者					
		の名称					
		・再委託先の媒介等業務受託者の名称、法人番号、連絡先					
		及び届出番号					
		を報告してください。					
3	参考事項	届出者において、利用者保護のために取り組んでいる					
		事項等がある場合に、その旨を報告してください。					
		例えば、総務省の協力・支援の下、(一社) 全国携帯電					
		話販売代理店協会が事務局となって実施している「あん					
		しんショップ認定制度」の認定を受けている場合には、					
		その旨を報告してください。					

8. Q&A

- Q 1 電気通信事業者が自身の通信サービスの勧誘や契約申込みの受領を行う場合にも、媒介等業務受託者としての届出が必要なのか。
- A 1 電気通信事業者が自らの電気通信サービスの勧誘や契約申込みの受領を 行う際は、電気通信事業者としての登録・届出を行っていれば問題なく、媒介 等業務受託者としての届出は不要です。ただし、電気通信事業者であっても、 他社の電気通信サービスの勧誘や契約申込みを行うのであれば、別途、媒介等 業務受託者として届出を行う必要があります。
 - Q2 コールセンターやイベント会社等が、電気通信事業者の社名を名乗り、 接客や外部からの問合せに対応する際、商品説明や申込みの受領を行うケースがあるが、この場合も媒介等業務受託者として届出の対象となるのか。
- A 2 契約の締結の勧誘に際し、電気通信事業者の単なる手足として活動している場合や、契約の申込みの受領に際し、単なる契約申込書の回収のみを行っている場合、届出を行う必要はありません。

ただし、勧誘に際して自らの判断による勧奨を行っていたり、申込書の受領 に際して利用者から申込みの意思確認を行っている場合は、届出の対象となり ます。

- Q3 専ら法人向けに電気通信役務の媒介等の業務を行っている者も届出が 必要か。
- A 3 専ら法人向けに電気通信役務の媒介等の業務を行っている者であっても、 事業法 26 条第 1 項各号(11 頁以降参照)に掲げる電気通信役務を取り扱って いる場合は、届出が必要となります。
 - Q4 届出の要否の判断に迷う場合、どうすればよいか。
- A 4 本マニュアルの巻末に記載の問合せ先(所管の総合通信局等の担当課)に、 業務の具体的な内容(例:契約の申込みの受領を行っているか、自らの判断に よる勧誘を行っているか、委託契約の形態はどうなっているか等)を伝えた上 で、届出の要否を相談してください。

なお、総合通信局等において判断しかねる場合には、総務本省に相談するこ

とになるため、回答に時間を要する場合があることに留意してください。

- Q5 届出の申請は店舗単位なのか、委託元の電気通信事業者単位なのか、販売代理店を運営する法人単位なのか。
- A 5 媒介等業務受託者を対象とした届出制度は販売代理店を運営する法人単位での届出を求めるものであり、店舗毎や委託先の電通通信事業者毎に届出を行っていただく必要はありません。
 - Q6 改正法の施行日(令和元年10月1日)の時点で現に届出義務の対象となる業務を行っている者は、届出手続が完了するまでは、業務を休止しなくてはならないのか。
- A 6 改正法の施行日の時点で現に届出義務の対象となる業務を行っている者 (以下「既存媒介等業務受託者」といいます。)は、改正法の施行日以降も従 前どおり業務を継続することができます。

ただし、既存媒介等業務受託者は、改正法の施行日(令和元年10月1日)から起算して3か月以内に届出(新規届出)を行う必要があり、3か月以内に届出手続を完了しないと、以後は適法に業務を実施できなくなります(以下この3か月間を「猶予期間」といいます。)。

- Q7 改正法の施行日(令和元年10月1日)の時点で現に届出義務の対象となる業務を行っている者は、届出手続を完了するまでは、消費者保護等のための規律(27頁参照)の適用を受けないのか。
- A 7 既存媒介等業務受託者には、届出の有無にかかわらず、消費者保護等のための規律(27頁以下)が適用されます(改正法附則第3条第2項)。
- Q8 届出書を提出してから届出受付通知書を受け取るまで何日くらいかか るのか。
- A 8 正確な日数を予想することは困難ですが、猶予期間中は、既存媒介等業務 受託者からの届出が集中するため、届出書の形式審査やシステムへの入力作 業、届出受付通知書の発送作業等に相当の日数を要すると予想されます。この ため、既存媒介等業務受託者は、猶予期間の終了前に届出受付通知書を受領で きるよう、改正法の施行日(令和元年10月1日)以降できるだけ早く(可能

な限り猶予期間終了の 1 か月前までに) 届出書を提出するようにしてください。

なお、猶予期間終了後は、届出受付通知書の送付までに要する日数が短縮される見込みですが、この場合でも、新たに届出義務の対象となる業務を行おうとする者は、届出書に不備がある場合等に備え、可能な限り業務開始予定日の3週間前までに届出書を提出するようにしてください。

- Q9 届出書を提出後、届出書の内容に誤り(事実と異なる点)があることに 気づいた場合、どうすればよいか。
- A 9 届出書を提出後、届出書の内容に誤りがあることに気づいた場合は、総務 省からの「届出受付通知書」又は「補正依頼書」の到着を待って、訂正の手続 をしてください。

具体的には、届出受付通知書が到着した場合は、当初の届出手続は既に完了 していますので、訂正すべき内容を改めて「変更届出」として届け出てください。

他方、補正依頼書が到着した場合は、補正依頼書の指示に従って届出書を再 度作成・提出する際に、訂正すべき内容も反映してください(その際、どの箇 所を自主的に訂正したか分かるようにしてください)。

- Q10 届出の対象となる電気通信役務(事業法第26条第1項各号の電気通信役務)が指定告示の改正によって追加された場合、当該役務の提供に関する契約の締結の媒介等を行っている者は、新たに届出をする必要があるのか。
- A 1 0 指定告示の改正により、事業法第 2 6 条第 1 項各号の電気通信役務(以下「対象役務」といいます。)が追加された場合、追加された役務の提供に関する契約の締結の媒介等を行っている者は、届出が必要になります。

その際、追加された役務以外の対象役務の提供に関する契約の締結の媒介等も 行っている者は「変更届出」を、追加された役務の提供に関する契約の締結の媒 介等のみを行っている者は「新規届出」を、それぞれ提出する必要があります。

この場合、変更届出は「遅滞なく」行う必要があり、新規届出は指定告示の 改正が行われてから起算して1か月以内に行う必要があります(電気通信事業 法施行規則第39条第8項)。

- Q 1 1 説明書面に届出番号を記載する義務(27頁)について、届出書の提出から一定期間は当該義務の適用を猶予するなどの経過措置はないのか。
- A 1 1 既存媒介等業務受託者が当該義務を円滑に履行するためには、システム改修等の一定の準備作業が必要となる場合があることから、当該義務の適用は、令和2年4月1日からとしています。

令和2年4月1日以降は、当該義務の適用に関して特段の猶予はないため、 新たに届出義務の対象となる業務を行おうとする者は、業務開始までに届出受 付通知書を受領し、当該義務を履行できるよう、余裕をもって(可能な限り業 務開始予定日の3週間前までに)届出書を提出するようにしてください。

- Q12 専ら法人向けに電気通信役務の媒介等の業務を行っている者も届出 が必要とのことだが、この場合、契約の相手方が法人であっても説明書面に 届出番号を記載する義務(27頁)は課せられるのか。
- A 1 2 説明書面に届出番号を記載する義務は、提供条件の説明義務の一環として、今回の法改正で新たに課される義務であり、提供条件の説明義務と同様、 法人を対象とした契約の場合は対象外となります。
 - Q13 電子メールやFAXを用いて届出を行うことはできないのか。
- A 1 3 届出書については、文書の成立の真正性(文書が名義人の意思に基づき作成されたこと)を確保する観点から、電子メールやFAXによる提出は受け付けていません。郵送又は窓口への持参により提出してください。
 - Q14 電子申請システムを用いてインターネット上で届出を行うことはできないのか。
- A 1 4 電子申請システムを用いた届出の受付については、企業における電子 署名の普及状況等を踏まえ、将来的に検討していきます。

なお、届出媒介等業務受託者による総務大臣への定期報告(29頁参照)については、令和2年後半を目処に届出媒介等業務受託者に郵送で通知する報告用のID等を用いて、総務省が指定するウェブサイトにてオンラインで行うことを予定しています。

- Q 1 5 届出媒介等業務受託者が、合併や営業譲渡等により、他の届出媒介等業務受託者が行っている届出業務の全部を引き継いだ場合、どのような手続が必要となるのか。
- A 1 5 届出媒介等業務受託者(A)が、他の届出媒介等業務受託者(B)が行っている届出業務の全部を引き継いだ場合、A は、B の届出媒介等業務受託者としての地位を承継したことになるため、遅滞なく「承継届出」を提出する必要があります。また、B の届出業務を引き継ぐ結果、A 自身の届出業務の内容が変更となる場合には、遅滞なく「変更届出」も提出する必要があります。この場合の承継届出と変更届出は、同時に(郵送の場合は 1 つの封筒に同封して)提出してください。
 - Q 1 6 令和3年以降、届出媒介等業務受託者は、店舗情報等を総務大臣に定期的に報告する義務が課せられるとのことだが、具体的にどのような手続きが必要となるのか。
- A 1 6 届出媒介等業務受託者のうち、事業法第 2 6 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる電気通信役務(11頁を参照)を取り扱う者は、令和 3 年以降、毎年 5 月末までに、同年 3 月末時点の営業所その他の事業所の所在地等の状況について、総務大臣に報告する必要があります。この報告は、令和 2 年後半を目処に郵送で通知する報告用の I D 等を用いて、総務省が指定するウェブサイトにアクセスしてオンラインで行っていただくことを想定しています。

9. 届出様式案と添付書類

樣式第33 (電気通信事業法施行規則第39条第1項関係)

※ 電気通信事業法施行規則(郵政省令第25号(昭和60年4月1日))の改正(令和元年9月上旬)にあわせて公表。

媒介等の業務届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつ

ては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者

が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印

法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に

規定する法人番号がある場合は、記載すること。)

担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載すること。)

電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話番号及び 電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等が ある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールア

ドレスを記載すること。)

電気通信事業法第73条の2第1項の規定により、媒介等の業務を行うので、次のとおり届け出ます。

1 媒介等 の業務に係 る電気通信 役務	務に係る電気通		3 委託を受 ける電気通信 事業者又は媒 介等業務受託 者			4 託る託無委係委有	5 媒介等の業務に 係る電気通信役務の 販売方法の別				
	氏名又は名称	住 所	法人番号	氏名又は名称	住所	法人番号		店舗販売	訪問販売等	電話勧誘販売	通信販売等

- 注1 「媒介等の業務に係る電気通信役務」の欄には、電気通信事業法第26条第2項の規定により告示する同法第26条第1項各号の電気通信役務の区分に従つて記載すること。 二以上の媒介等の業務に係る電気通信役務が同一の電気通信役務の区分である場合であつて、これらの電気通信役務の媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者又は委託を受ける電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者が異なる場合は、項を分けて記載すること。
 - 2 「氏名又は名称」の欄には、当該欄に記載する者が個人である場合にあつては当該 者の氏名、法人又は団体である場合にあつては当該法人名又は当該団体名を記載する こと。
 - 3 「法人番号」の欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律第2条第 15 項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。ただ し、法人番号がない場合にあつては空欄とすること。
 - 4 「委託に係る再委託の有無」の欄には、再委託を行つている場合には「○」、行つている場合には「×」を記入すること。
 - 5 「店舗販売」、「訪問販売等」、「電話勧誘販売」又は「通信販売等」の欄のうち、媒介 等の業務に係る電気通信役務の販売方法が該当する欄に「○」を記入すること。
 - 6 委託を受ける電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者又は利用者が法73条の2第 1項の届出を要する届出者の届出手続の有無の確認が可能となることで、苦情・相談の 処理の円滑化及び電気通信事業者から媒介等業務受託者への適切な指導等の措置に資 することを目的として総務省のホームページにおいて次の事項を公表することとする。
 - ・届出者の氏名又は名称
 - ・届出者に係る第39条第2項に規定する届出番号
 - 届出年月日
 - 届出者の法人番号
 - ・届出者の媒介等の業務に係る電気通信役務
 - 7 記載する媒介等の業務に係る電気通信役務の数に応じ、項を適宜増減すること。
 - 8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

【添付書類】届出者が法人である場合には登記事項証明書を、届出者が個人である場合には住民票の写しを添付してください。

樣式第34 (電気通信事業法施行規則第39条第4項関係)

※ 電気通信事業法施行規則(郵政省令第25号(昭和60年4月1日))の改正(令和元年9月上旬)にあわせて公表。

媒介等の業務変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印

届出年月日及び届出番号

法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)

担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載すること。)

電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電話番号及び 電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等が ある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールア ドレスを記載すること。)

電気通信事業法第73条の2第1項各号の事項を次のとおり変更したので、同条第2項の規定により、届け出ます。

変更事項		
変更内容	変更前	変更後
変更年月日		
変更の理由		

- 注1 「変更事項」の項には、電気通信事業法第73条の2第1項第1号から第4号までの 別又は第39条第3項各号の別を記載すること。
 - 2 「変更内容」の項の記載に当たつては、変更前後の内容を記載した様式第 33 の表を 別紙として用いることができる。この場合にあつては、「変更前」又は「変更後」の項 に「別紙のとおり」と記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

【添付書類】届出者の住所又は氏名に変更があった場合は、登記事項証明書(届出者が個人である場合は、住民票の写し)を添付してください。

様式第35(電気通信事業法施行規則第39条第5項関係)

※ 電気通信事業法施行規則(郵政省令第25号(昭和60年4月1日))の改正(令和元年9月上旬)にあわ

せて公表。 媒介等の業務承継届出書 月 日 総務大臣 殿 郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつ ては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者 が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 地位を承継した者が届出媒介等業務受託者であつた場 合は、その届出年月日及び届出番号 法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に 規定する法人番号がある場合は、記載すること。) 担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載すること。) 電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話番号及び 電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等が ある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールア ドレスを記載すること。) 届出媒介等業務受託者の地位を次のとおり承継したので、電気通信事業法第73

条の2第3項の規定により、届け出ます。

承継年月日	
被承継者	
承継理由	
承継した届出媒介等業務受託者 に係る届出年月日及び届出番号	

- 「承継理由」の項には、「事業の全部を譲渡」、「合併」、「分割」又は「相続」の別を 注 1 記載すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

【添付書類】「承継理由」の項に記入した事由(事業の全部の譲渡、合併、分割 又は相続)があったことを証明する書類を添付してください。

また、届出者が届出媒介等業務受託者ではない場合は、登記事項証明書(届出者が個人である場合は、住民票の写し)を添付してください。

樣式第36 (電気通信事業法施行規則第39条第6項関係)

※ 電気通信事業法施行規則(郵政省令第25号(昭和60年4月1日))の改正(令和元年9月上旬)にあわせて公表。

せて公表。 媒介等の業務廃止届出書 年 月 日 総務大臣 殿 郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつ ては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者 が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印 届出年月日及び届出番号 法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に 規定する法人番号がある場合は、記載すること。) 担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載すること。) 電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話番号及び 電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等が ある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールア ドレスを記載すること。) 媒介等の業務を廃止したので、電気通信事業法第73条の2第4項の規定によ り、届け出ます。 廃止年月日

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

【添付書類】特にありません。

廃止した業務

樣式第37(電気通信事業法施行規則第39条第7項関係)

※ 電気通信事業法施行規則(郵政省令第25号(昭和60年4月1日))の改正(令和元年9月上旬)にあわせて公表。

解散届出書 年 月 日 総務大臣 殿 郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつ ては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者 が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印 届出年月日及び届出番号 法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に 規定する法人番号がある場合は、記載すること。) 担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載すること。) 電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話番号及び 電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等が ある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールア ドレスを記載すること。)

届出媒介等業務受託者たる法人が解散したので、電気通信事業法第73条の2第5項 の規定により、届け出ます。

解散した法人の名称及び代表者	
の氏名	
解散した法人の届出年月日及び	
届出番号	
解散年月日	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

【添付書類】特にありません。

10. 届出書の提出先(届出手続等に関する問合せ先)

届出書の提出先は、届出者の本店所在地(個人であれば住所)を管轄する総合通信局等の担当課です。届出手続や届出の要否に関する問合せも、管轄の総合通信局等の担当課に行ってください。

総合通信局等 (担当課)	連絡先	所在地	管轄区域
北海道総合通信局 (電気通信事業課)	011-709-2311 (内線 4705)	〒060-8795 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1-1 札幌第 1 合同庁舎	北海道
東北総合通信局(電気通信事業課)	022-221-0630	〒980-8795 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 2-23 仙台第 2 合同庁舎内(12F~15F)	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県
関東総合通信局 (電気通信事業課)	03-6238-1677	〒102-8795 東京都千代田区九段南1丁目2番1号 九段第3合同庁舎	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県
信越総合通信局 (電気通信事業課)	026-234-9951	〒380-8795 長野市旭町 1108 長野第一合同庁舎	新潟県、長野県
北陸総合通信局 (電気通信事業課)	076-233-4422	〒920-8795 石川県金沢市広坂 2-2-60 金沢広坂合同庁舎	富山県、石川県、福井県
東海総合通信局 (電気通信事業課)	052-971-3416	〒461-8795 名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎第 3 号館	岐阜県、静岡県、愛知県、 三重県
近畿総合通信局 (電気通信事業課)	06-6942-8518	〒540-8795 大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎1号館	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、 和歌山県
中国総合通信局 (電気通信事業課)	082-222-3377	〒730-8795 広島市中区東白島町 19-36	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
四国総合通信局 (電気通信事業課)	089-936-5042	〒790-8795 松山市味酒町 2 丁目 14-4	徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州総合通信局 (電気通信事業課)	096-326-7953	〒860-8795 熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県
沖縄総合通信事務所 (情報通信課)	098-865-2302	〒900-8795 沖縄県那覇市旭町 1-9 カフーナ旭橋 B街区 5階	沖縄県